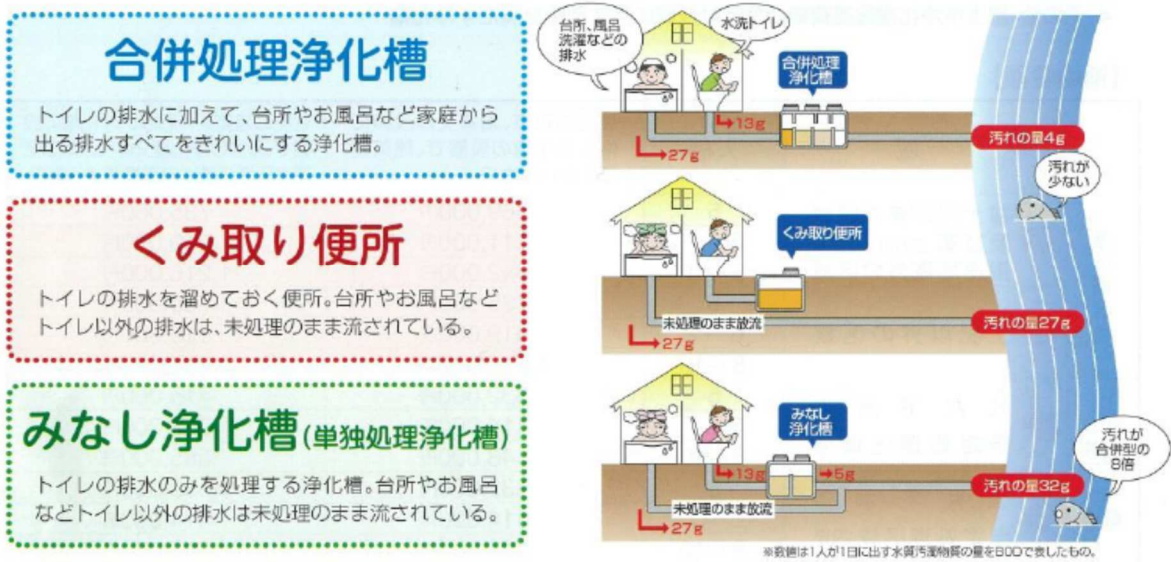


## 豊かな自然は水環境の保全から

下水道処理区域外では合併処理浄化槽の設置が進んでいます。

し尿汲取りや単独処理浄化槽はトイレの排水を処理しますが、生活雑排水（台所等）は未処理のまま道路側溝や川に流される状態になります。



**合併処理浄化槽**  
 トイレの排水に加えて、台所やお風呂など家庭から出る排水すべてをきれいにする浄化槽。

**くみ取り便所**  
 トイレの排水を溜めておく便所。台所やお風呂などトイレ以外の排水は、未処理のまま流されている。

**みなし浄化槽(単独処理浄化槽)**  
 トイレの排水のみを処理する浄化槽。台所やお風呂などトイレ以外の排水は未処理のまま流されている。

豊かな自然環境を持続するためには水の好循環が重要です。

住宅のトイレや排水改修の際には合併処理浄化槽の設置にご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、合併処理浄化槽への改修は「住宅改修等促進助成（通称：住宅リフォーム補助）」の対象となりますので、ご相談下さい。

★汚水処理人口普及率 令和元年度末 89.7% (全道平均 95.7%)

**【問い合わせ先】**

- ・ 合併処理浄化槽に関すること 上下水道課 39-2317
- ・ 住宅リフォーム補助に関すること 都市建築課 39-2316

担当：上下水道課 39-2317